

<医進バレーボール同好会 規約>

1、総則

第1条 本会は、医進バレーボール同好会と称す。

第2条 本会は、バレーボールを通じて心身の健康、技術の向上を図り、部員同士の親睦や部員同士で協力しあうことを目的とする。

2、入部資格

第3条 本会の入部資格は原則として、鳥取大学に在籍しバレーボールが好きで、また練習に参加できるものなら誰でも入部を許可する。

3、組織

第4条 本会は、次の役員を置く。

部長1名 副部長3名 会計2名

第5条 本会各役員の選出は、部員間の討議によって行うものとする。

第6条 本会各役員の改選は2月に行うものとする。

4、運営

第7条 本会の経費は、自治会援助金・寄付をもってこれに充れる。

第8条 本会は、入部金は原則として徴収しない。

第9条 本会の用具（ボールなど）の保管については、部長がその任をまかせた会員がすべての責任をもち、練習には必ず持参してこなければならない。また、用具の破損、汚損、紛失については、当然その会員に弁償を課する。練習中はその任をはなれる。

会の運営上、問題が発生した場合、顧問との相談のうえこれに対処する。